



<論説>マサチューセッツ土地銀行をめぐるパンフレット論争(今川正教授記念号)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浅羽, 良昌 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001677

マサチューセッツ土地銀行をめぐる パンフレット論争

浅羽良昌

1. はじめに
2. パンフレットの内容と分析
 - 〔Ⅰ〕 私立土地銀行支持パンフレット
 - 〔Ⅱ〕 ヴァンスのパンフレット
 - 〔Ⅲ〕 ダグラスのパンフレット
3. むすび

1. はじめに

1738年から40年代初頭にかけてマサチューセッツ植民地ではさまざまな銀行企画・通貨改革案が提示されたが、いずれも実現をみるに至らなかった。しかし、40年ボストンのみならずマサチューセッツ全土を巻き込んだ私立の土地銀行と、同じく土地銀行の一種であるが、ある一定期間経過後に銀、金での償還を規定した私立の銀銀行（Silver Bank）が競合的に組織、設立された。このことは、1680年代以降多数の人々により求められてきた私立の土地銀行が約60年の年月を経て漸く実現をみたことを意味した。これらの両銀行は、最終的にはいずれも順調な展開をみせないうちにイギリス本国によって強制的に禁止された。この時期は、反面、マサチューセッツの政争・経済的混乱を含む激しい利害の対決を反映して多数のパンフレットが発刊された。執筆者は自らの企画・提案を公に発表する一方、両銀行のいずれかを支持もしくは攻撃した。あるいはある銀行を積極的に支持しないものの、他方の銀行のみを徹底的に批判した。38年から41年にかけて合計12のパンフレットが公表された。パンフレットの集中発刊は19年から21年の19にははるかに及ばないものの、14年から16年に発表された数の2倍にも達した。以後、42年度には一冊も発行されず、43年以降51年迄に8冊のパンフレットが発行された。が、銀行構想・企画そのもの

を扱った小冊子は全く出現しなかった。パンフレット戦争 (Pamphlet War, Pamphlet Warfare)⁽¹⁾ あるいは論争と呼称されてもおかしくない3年間だった。

本稿はすでに分析したフライ (Richard Fry) のパンフレット⁽²⁾、半官半民の銀銀行をめざしたパンフレット⁽³⁾さらにはロンドンで公刊されたパンフレット⁽⁴⁾を除く、9つのパンフレットを対象とし、これを3項目に分類、整理して検討す

- (1) Robert Eldon Brown, "The Road to Revolution in Massachusetts 1713-1741." Unpublished Ph. D. dissertation, University of Wisconsin, 1945, p. 84. Andrew McFarland Davis, *Colonial Currency Reprints 1682-1751* (以下, *C. C. R.* と略記する。) 4 vols., vol. 1, 1910, rpt., Burt Franklin, New York, p. 92.
- (2) フライのパンフレットの内容については、拙稿「1739—40年の銀行企画・通貨改革案——マサチューセッツ土地銀行分析のための一考察——」Discussion Paper Series No. 8, University of Osaka Prefecture, 1987. を見よ。なお、このパンフレットは両銀行をめぐる対立・抗争には全く関与していなかった。
- (3) このパンフレットの原名は、*A Letter relating to a Medium of Trade, in the Province of the Massachusetts*, Boston, 1740. である。パンフレットには39年12月20日の日付が記されている。*C. C. R.*, vol. 4, pp. 1-23. を見よ。このパンフレットの構想はおよそ次の通りである。*C. C. R.*, vol. 4, pp. 10-11. ① 植民地政府と、商人からなる会社が銀1オンス20シリングの比率の証券を20万ポンド発行する。② この証券は政府と会社の代表者によって署名される。③ 証券が植民地政府より会社へ渡され、会社は植民地財務局への動産もしくは不動産提供者たる応募者へ貸し付ける。④ 応募者は10年間均等で1オンス20シリングの比率の銀、もしくはこれに相当する金で支払う。⑤ 20万ポンドの証券は租税収入によって10年間均等にて回収されるが、43年より開始する。⑥ 貸付利率は6%である。これは政府と商人による半官半民の銀銀行であり、銀・金の導入をめざした企画といえよう。このパンフレットの解説は、*C. C. R.*, vol. 1, pp. 86, 90, vol. 4, pp. 24-26. Davis, *Currency and Banking in the Province of Massachusetts Bay*, 2 vols., vol. 2. (以下, *Banking* と略記する。) 1900, rpt., New York, 1970, p. 176. にある。
- (4) このパンフレットの原名は、*Observations occasion'd by reading a Pamphlet, intituled, a Discourse concerning the Currencies of the British Plantations in America. in a Letter to *****, London, 1741. である。これはダグラスの後述するパンフレット『論説』(本項目〔Ⅲ〕の(2)を参照。)を賞賛、弁護しつつ、植民地における紙幣 (paper money) の利用を阻止する国会制定法の通過に影響を与えんとしたものだ。原文は、*C. C. R.*, vol. 4, pp. 133-46. 解説は、*C. C. R.*, vol. 1, p. 94, vol. 4, pp. 147-48. *Banking*, p. 185. を見よ。

る。この場合、分析対象は匿名の二人の私立土地銀行支持者さらにはヴァンス (Hugh Vance) とダグラス (William Douglass) のパンフレットであり、あわせて彼等の間で両私立銀行をめぐる闘われたパンフレット上の論争点に焦点があわされる。ここで提示された論点は、いずれも当時における貨幣・通貨・銀行をめぐる問題点が具体的に表現されているのみならず、両銀行へのスタンスひいては両銀行をそれぞれ支持、推進した社会層や彼等の利害状況の一端を把握する上に不可欠である。バロック (Charles J. Bullock)⁽⁵⁾ はダグラスを紹介し、デイヴィス (Andrew McFarland Davis)⁽⁶⁾ はこれらのパンフレット全般の発掘と分析に貢献した。ブラウン (Robert Eldon Brown)⁽⁷⁾ はヴァンスとダグラスの論争を示し、両者の間の相違点を論じるも、ヴァンスの理解については必ずしも十分とは言い難かった。ドーフマン (Joseph Dorfman)⁽⁸⁾ もまたヴァンスとダグラスの論争を扱い、彼等の間の相違は結局のところ異なった商人グループ間のものであったとするも、その背後には大商人グループと二流の新興商人との対立があったことを十分に明示しえなかった。

マサチューセッツが何故に、かつ如何なる意図をもって、対抗的な銀行をそれぞれ組織せんとしたのか。それぞれの銀行を支持、推進した人々の性格ひいては彼等の社会・経済的ならびに政治的利害はどの辺りにあったのか。小論は、これらの諸点を究明するための一環として、いわば極めて限定した目的をもってこれらの小冊子を分析したい。したがって、当然のことながら、これら

(5) Bullock, *A Discourse concerning the Currencies of the British Plantations in America, &c. by William Douglass*, Economic Studies, vol.2, no.5, American Economic Association, The Macmillan Company, New York, 1897.

(6) Davis, *Currency and Banking in the Province of Massachusetts Bay*, 2 vols., vol.1. (以下, *Currency* と略記する。) The Macmillan Company for the American Economic Association, 1901, New York, rpt., Augustus M. Kelley Publishers, New York, 1970. Davis, *Two Forgotten Pamphleteers in the Massachusetts Currency Controversy* (以下, *Pamphleteers* と略記する。) University Press, John Wilson and Son, Cambridge, 1910. *C.C.R.*, vol.1, vol.4.

(7) Brown, op. cit. pp.84-89.

(8) Dorfman, *The Economic Mind in America Civilization 1606-1865*, George G. Harrap & Co. LTD, London, 1947, pp.150-58.

のパンフレット全体の論旨それ自体についての詳細な説明は、上述の目的を達成する上に必要な限りにとどめた。論点の比重からしてやむを得ないことと考える。

2. パンフレットの内容と分析

〔I〕 私立土地銀行支持パンフレット

(1) *A Letter from a Country Gentleman at Boston, to his Friends in the Country* (以下、『レター』と略記する⁽¹⁾)。このパンフレットには40年6月10日の日付が記載されている。著者によれば、マサチューセッツでは通貨(Currency)が不足し、次のような状況にあった⁽²⁾。① 我々は隣接植民地発行の公的信用証券(Bills of Public Credit)に大きく依存している。② 熟練工(Artificers)や貧困な労働者(poor Labourers)へ支払う一手段(a Medium, 賃金の意——浅羽)が、店舗あてに振出される支払命令書(Drafts on Shops, 現物支払いの意——浅羽)にて行われており、これは有害な慣行である。③ (1738年5月1日以降に発行された——浅羽)ロード・アイランドの公的信用証券(公立土地銀行券の意——浅羽)の受領拒否を図った(マサチューセッツの——浅羽)一法律(39年1月10日に制定された——浅羽)にもかかわらず、商人が今やこの証券を受領している。④ 偽造紙幣が流通している。

こうした事態こそが the Land Bank, or Manufactory Bank と呼称された一企画の設立を鼓舞した動機だった⁽³⁾。以下、著者はこの銀行の設立方法から内容につき説明を加える⁽⁴⁾。そして利子や元本の支払いを Manufactory Bills たる土地銀行券もしくは指定の生産物で支払い得るとしたこの銀行が、産業を大いに奨励して輸入を減少し、輸出を促進すると説く。輸入と輸出が均衡となれば、銀と金が我々のところに滞留し、これらは Manufactory Bills となら

(1) 原文は、C. C. R., vol. 4, pp. 27-40. 解説は、C. C. R., vol. 1, p. 90, vol. 4, pp. 41-44. *Banking*, pp. 182-83.

(2) C. C. R., vol. 4, pp. 30-31.

(3) C. C. R., vol. 4, p. 31.

(4) C. C. R., vol. 4, pp. 31-33.

び a joint Medium ⁽⁵⁾ となる。これに対し、私立銀銀行を a wild Scheme と呼び、これは商人の身分たるごく少数の人々を除く全人類の手の届かないものとみる。この銀行は、地方のヨーマンたる身分を事実上追い出すことをもくろみ、彼等をハズバンドマン、労働者と小作人の身分にしいる。実は彼等こそがこの私立土地銀行を形成する上に、大いに貢献した。会社たる銀行は、毎年証券を20分の1ずつ回収する必要がない。会社は20年後に証券所持者に対し、指定した商品での償還を約束しているからである。⁽⁷⁾ かくして、十分な流通手段が20年間にわたり流通し、この私立の土地銀行は公共の有用と、その企画の公平そして現下における欠くことの出来ない必要を満たすものである、⁽⁸⁾ と。

以上の内容のパンフレットは、農村地域の人々からの支持を得んがために発表された私立土地銀行擁護のパンフレットと思われる。従来みられた単なる土地担保に基づく土地銀行弁護のパンフレットと異なり、20年後に生産物で償還を行うとしたこの銀行が、通常 the Land Bank or Manufactory Bank と名付けられているとする。⁽⁹⁾ この特徴のために、この銀行は国内産業奨励→輸出増大→輸入減少→銀の滞留を目的としたものであるとし、貨幣不足緩和策として、産業奨励による積極的な貿易匡正策を主張する。生産者擁護の姿勢が明確である。ただし、奨励対象となった商品は、大麻、亜麻、網具、鑄鉄等に限り、当時イギリスの国民的産業であった、ひいては将来、植民地の独立の産業となる毛織物および鉄加工工業の製品が釘を除き全く除外されていた。あくまでもイギリス本国と競争関係にたたない、補完的な産業であることに留意しなければならない。このことからしても、著者のこうした所論は、産業多角化による自給自足体制を目指したものであったとしても、このことがただちにイギリス本国からの経済的自立・独立を目指したものでなかった。むしろ、ボ

(5) C. C. R., vol. 4, p. 33.

(6) C. C. R., vol. 4, p. 33.

(7) C. C. R., vol. 4, pp. 38-39.

(8) C. C. R., vol. 4, p. 40.

(9) この銀行に影響を与えたパンフレットのの一つは、1720年に発行された *Some Proposals to benefit the Province*. である。ここではローンの返済をイギリス本国の奨励した船舶用品に関する農作物ならびに漁業製品等で行うこととし、しかも償還を十分に意識している点に特徴がある。C. C. R., vol. 2, pp. 97-107.

ストーンを中心とする商人階級サイドの通貨・銀行政策ひいては第一級の商人、委託販売人そして富裕な金貸し（principal Merchants, Factors, and rich Usurers）⁽¹⁰⁾ そのものへの反発・不満が著者をして、こうしたパンフレットを発行させたものと考えられる。

なお、著者は Drafts on Shops, すなわち Shop Notes の弊害につき論及しているが、その内容は不鮮明である。この弊害については後述するように、土地銀行券の発行に賛成した他のパンフレット全般にも、しばしば唱えられている。賃金のいわゆる現物支払いは、熟練工や貧困な労働者にとり、不必要な品物の購入を強制するとともに、奢侈な風習を助長し、ひいては貿易収支の赤字の一因をなすとみた。まして彼等は賃金として得た植民地内の生産物を、同じように供給されている隣人たちに販売し得ない。また外国へ輸出し得る訳でもなく、結局彼等にとり、現物払いは益なくして害の多い制度に映った。

(2) *A Letter to the Merchant in London, to whom is directed a printed Letter relating to the Manufactory Undertaking, dated New England* (以下、『書状』と略記する。) *Boston, February 21st, 1740, 1,*⁽¹¹⁾ 1741. これは、1741年2月21日の日付のついた、後段で明らかにするダグラスの『Letter』⁽¹²⁾ に対抗して発表された小冊子である。41年2月27日の日付がついている。このパンフレットでは土地銀行を直接批判するために発行されたダグラスの主張に反論しながら、自らの着想を展開している。その主な内容は以下の通りである。① 銀の導入と通貨量 (a Medium of these Notes) の増大を企った33年と40年の私立銀銀行を批判する。ある一定比率の銀とリンクした証券は結局のところ退蔵され、交換手段の増大とはならない。そして理事たちが最近に至り約束したように、彼等が共通通貨 (common Currency, 公的信用証券の意——浅羽) によって償還するならば、銀が金庫に預け入れられることはなかろう。⁽¹³⁾ (銀行設立の) 2つの目的は完全に挫折し、失敗する。② 私立土

(10) C. C. R., vol. 4, p. 29.

(11) 原文は, C. C. R., vol. 4, pp. 83-110. 解説は, C. C. R., vol. 1, p. 93, vol. 4, pp. 110-11. *Banking*, pp. 183-84.

(12) これについては、本項目〔Ⅲ〕の(4)をみよ。

(13) C. C. R., vol. 4, pp. 86-88.

地銀行発行の証券の合法性を正当化するべく、ニュー・ハンプシャーの私的な商人たちによって発行された証券に対するイギリス本国枢密院の決定——すなわち、1736年9月23日、この証券を認める決定を植民地に示していた⁽¹⁴⁾——に言及しながら、土地銀行を禁止する理由がないとする⁽¹⁵⁾。③ ダグラスが土地銀行応募者の性格と身分につき、非常に多数の困窮した、怠惰な、法外な人々と呼んだのに対し、これを中傷として否定する。現実には多数の官吏や軍人に加え、無数の聖職者たちがこの企画に参加している。こうした役人たちは総督や参議会の意向に反して、官職を辞退している⁽¹⁶⁾。④ 銀行は証券所持者に対し、金庫にあるストック（たる生産物。これは元本と利子の支払いに提出されたもの——浅羽）を市場価格よりも1%だけ安く与えることが出来る。このことは証券所持者に対し、1%の利子を与えることであり、利子付を意味するのみならず、償還の条件を完備することとなる。したがって、私有財産とイギリス商人に損害を与えるとのダグラスの結論は破綻し、むだに終わる⁽¹⁷⁾。⑤ この企画は植民地にとって、最も必要とする諸工場の設立のために創設された。ヨーロッパ製品に対する我々の需要は我々の商人により満たされているが、このような生産物をこの企画により短期間にて増産し得よう。これがこの企画の一つの大きな企図であり、このことによりいつも証券の減価の明らかな原因である銀需要（の拡大）がなくなるであろう⁽¹⁸⁾。⑥ 土地銀行の内容を紹介する⁽¹⁹⁾。⑦ この銀行によって採用された内容はコルマンの最初の提案とは異なる⁽²⁰⁾。⑧ 交換手段の不足によって、職人（Tradesmen）、熟練職人（Artificers）ならびにその他の貧しい労働者が彼等の賃金を Shop Notes により商品で受領させられている。これは何と哀れなことか⁽²¹⁾。⑨ この証券への反対にもかかわらず、多

(14) *Banking*, pp. 126, 164-65. ニュー・ハンプシャーのノートについては、*Banking*, pp. 125-29.

(15) *C. C. R.*, vol. 4, pp. 88-89.

(16) *C. C. R.*, vol. 4, p. 90.

(17) *C. C. R.*, vol. 4, pp. 90-91.

(18) *C. C. R.*, vol. 4, p. 93.

(19) *C. C. R.*, vol. 4, pp. 93-94.

(20) *C. C. R.*, vol. 4, p. 96. ただし、その相違点は明記していない。

(21) *C. C. R.*, vol. 4, p. 107.

くの人々がこれを支持し、トレードとビジネスにおいて流通している。⁽²²⁾

このパンフレットの著者は、ダグラスが弁護する40年の私立銀行を、33年のそれと同様に論駁すると同時に、私立土地銀行を擁護する姿勢を貫ぬいている。したがって、基本的には前掲の『レター』とほぼ同一の論旨と言えよう。ただ、このパンフレットの主張に加え、次のような議論で彼の独自性が窺える。著者によれば、私立土地銀行発行の証券はイギリス本国枢密院の決定と照らしあわせるならば、決して違法ではなく、禁止される理由がないとする。この記述はほぼ正しい。イギリス本国が新たな法律を国会にて制定することによりこれを禁止した事態が何よりもそのことを証明している。また、本銀行企画はコルマンの最初の提案からは乖離していることも示唆している。これはコルマンの本来の主張たる単なる土地担保に基づく土地銀行とは異質の、生産物による償還を規定している点で、産業奨励を強く意図した **Manufactory Undertaking** ⁽²³⁾ 構想であることを、暗黙のうちに確認している。このことは国内産業の増産により輸出が増大することによって、従来の輸入超過による貿易収支の赤字→銀需要の拡大による銀の上昇と、証券の減価パターンは、防止し得るとの認識を示している。著者によると、(公的)信用証券の減価はダグラスのように、その大量発行とするよりは貿易収支の赤字による銀需要の買いあさり競争の結果であった。もっともこうした見解はヴァンスがすでに詳細に指摘しているところであるが、著者もこの立場に立脚することにより大量の証券発行を弁護している。徹底した土地銀行擁護と銀行内容の把握からしてこのパンフレットの著者は、この企画に深く関与した、あるいは熱烈な土地銀行支持者とみてほぼ間違いなからう。

〔Ⅱ〕 ヴァンスのパンフレット

彼は2冊のパンフレットを発表したが、それを検討する前にまずは彼の簡単な経歴を記しておこう。彼の詳細は残念ながら判明しない。⁽²⁴⁾ デイヴィスは立派

(22) *C. C. R.*, vol. 4, p. 109.

(23) *C. C. R.*, vol. 4, p. 108.

(24) *Pamphleteers*, pp. 16-21. *C. C. R.*, vol. 3, pp. 478-79.

な身分のボストン商人とし、⁽²⁵⁾ブラウンは二流のボストン商人⁽²⁶⁾としている。デイヴィスによると彼はユグノー派出身者であり、1718年にはストックホルムにいたという。その後ボストンに渡来した彼は1725年、26年、保安官 (Constable) に選出されたが辞退する一方、36年には税額査定官、貧民監督官に選出されるが、同じく辞退している。ボストンの政治に全く無関心であったともいえず、36年にはボストンの財務局の収支報告書を調査する委員についた。37年、38年にはボストン選出の代議員へ渡す指示内容を検討し、作成する委員になり、植民地のトレード、紙幣 (Paper Currency)、異常に高率なボストン・タウンへの租税割当額等について議論を行った。その他にもいくつかの委員会の委員長を経て46年には行政委員に選出された。その後、代議員へはもとより参議員にも一度も選出されないがままに、下級の地位に甘んじた。58年、すでに高齢に達していた彼は不幸にも破産宣告を受けた。この間、26年、オールド・サウス教会のペンバートン師 (Reverend Ebenezer Pemberton) の娘メアリー (Mary) と結婚し、4人の子供をもうけていた。商人、政治家として活躍するよりは、彼は著述家としての能力の方が優れ、かつ評価されていた。彼はデイヴィスの言うように立派な身分のボストン商人というよりは、ブラウンがいみじくも指摘したごとく、(新興の——浅羽) 二流のボストン商人とみる方が妥当であろう。

(1) *Some Observations on the Scheme projected for emitting 60000 l. in Bills of a New Tenour, to be redeemed with Silver and Gold. shewing the various Operations of these Bills, and their Tendancy to hurt the Public Interest. in a Letter from a Merchant in Boston, to his Friend in the Country* (以下、『諸考察』と略記する。) Boston, 1738.⁽²⁷⁾
このパンフレットはもともとハッチンソン父子 (Thomas Hutchinson, Sr.

(25) *Pamphleteers*, p. 16.

(26) Brown, op. cit., p. 85.

(27) 原文は, C. C. R., vol. 3, pp. 177-213. 解説は, C. C. R., vol. 3, pp. 214-16. *Banking*, pp. 173-74. Brown, op. cit., pp. 85-89. Herman Belz, "Paper Money in Colonial Massachusetts." *The Essex Institute Historical Collections*, vol. C1, no. 2, 1965, p. 162.

不明—1739年。その息子 Thomas Hutchinson, 1711年—80年。)によって1738年に企画された公立銀銀行を批判するために書かれており、両銀行をめぐる論争には全くかかわっていない。ただ、この内容は多岐にわたり、公立土地銀行のみならず、私立土地銀行一般をも是認している。そして、彼の第2番目の小冊子では40年の私立土地銀行に好意的な姿勢を示すも、この陣営には参加しない一方、私立銀銀行を徹底的に批判、攻撃した。両陣営に組みしないで独自の立場を堅持した人物として異色な見解を示しているため、まずはこのパンフレットから分析、検討することとしよう。

ヴァンスによれば、価値の尺度、すなわち貨幣は交易 (commerce) の道具とみる。植民地の価値たる貨幣 (money) は重量のポンド、数量のヤードたる尺度とは違い永久不変ではなく、本来一定ではない。価値たる貨幣は植民地の取引環境によって変化する。銀は小麦や鉄と同様、一般的な商品であり、取引世界のほとんどいづれにおいても債務の支払いに受領される。証券 (あるいは貨幣) <our Bills (or Money)> は土地や家屋ならびに通常輸出されない多くの品物と同じく、この植民地内に価値をもつ特別の商品である。しかし、証券は銀よりも貨幣の資格としては優れている。証券の需要は一般的な同意によってのみ保証されるのではなく、政府の諸法律によっても保証される。銀はこれに対し一般的な同意に基づいているにすぎない。証券は容易に運搬出来、全体もしくは部分的にも偽造し得ない。銀よりも小銭として便利である。証券は丈夫でなく、したがって損傷した時には再発行可能である。これらの点において証券は交易にとりベターな道具である。

次に、ハッチンソン父子によって企画された公立銀銀行に異論を唱える。⁽³³⁾ ①銀1オンスが証券で27シリングにてさえも支払われていない時に、銀1オン

(28) ハッチンソンの銀行企画については、拙稿「ハッチンソンの銀行企画——アメリカの公立銀銀行計画——」Discussion Paper Series, No. 2, University of Osaka Prefecture, 1986.

(29) C. C. R., vol. 3, p. 204.

(30) C. C. R., vol. 3, p. 205.

(31) C. C. R., vol. 3, p. 201.

(32) C. C. R., vol. 3, pp. 202, 206.

(33) C. C. R., vol. 3, pp. 208-210.

ス6シリング8ペンスと等価とする証券の発行は、既発のさまざまな証券との関係からして混乱を惹起する。不正な金もうけや高利貸付を生む恐れがある。

② 銀1オンス6シリング8ペンスと等価とした証券は、結局のところ20シリングとして流通することとなる。③ 銀1オンス6シリング8ペンス、金1オンス4ポンド18シリングとの間の比率は実は等価でなく、そのため不当な不利益が生じる。また、鑄貨の品位、純度も一定でなく、混乱が生じよう。

さらに、極端な貨幣 (Money) 不足が Shop-Notes の使用、高利貸付そしてその他の多くの有害な慣行を押しつけると説く。⁽³⁴⁾ 貨幣不足の解決策として、ヴァンスはロード・アイランドに対し利子付の短期の証券 (公立土地銀行券の意——⁽³⁵⁾ 浅羽) の発行を勧める。また、私的な証券 (土地銀行券か——⁽³⁶⁾ 浅羽) の発行も認める。これは植民地の実業家グループ (the trading party)⁽³⁶⁾ から一般的な同意を得ているとする。我々が適切な規制に基づき、需要に応じて証券を発行し、かつ我々のトレードをもまた規制したならば、全く異なった環境⁽³⁷⁾ をもたらすであろう、と。

ヴァンスにあっては、取引こそが世界の一般的な treasure たる銀・金を導入する唯一の手段であるとする一方、⁽³⁸⁾ 銀・金が有用であり、貨幣として優れていることを十分に認識している。にもかかわらず、紙幣がこれらの銀・金よりも貨幣として優秀であるとする。彼にあっては経済発展にともなって商品貨幣から銀・金貨幣へ推移した事情についての理解は稀薄であり、貨幣の性質や諸機能の把握も欠落していた。貨幣は本来、財貨の取引を単に円滑に促進せしめる点にあると考え、便宜性のみを外面的にとらえることに終始していた。したがって、政府発行の信用証券さらには土地銀行券たる紙幣が銀・金貨幣と同じく、いやそれ以上に貨幣的機能を果すものと考えた。それ故に、土地を基礎とした紙幣の適切な発行とトレードの規制が植民地の貨幣不足を緩和し、経済の発展に役立つと強調したのは至極当然なことであった。

(34) C. C. R., vol. 3, p. 204.

(35) C. C. R., vol. 3, pp. 211-12.

(36) C. C. R., vol. 3, p. 212.

(37) C. C. R., vol. 3, pp. 203-204.

(38) C. C. R., vol. 3, p. 210.

(2) *An Inquiry into the Nature and Uses of Money; more especially of the Bills of Public Credit, old Tenor. together with a Proposal of some proper Relief in the present Exigence. to which is added, A Reply to the Essay on Silver and Paper Curreneces* (以下、『研究』と略記する。) Boston, 1740.⁽³⁹⁾ 『研究』は1739年の後半から40年のはじめ頃に書かれた。このパンフレットは後述するダグラスの『評論』⁽⁴⁰⁾を批判するために執筆されたが、本文は63ページ、そして後記は15ページから成り立っている。後記はこのパンフレットの印刷中に、ヴァンスの『諸考察』を批判したダグラスの『論説』⁽⁴¹⁾が公刊されたのに伴い、これに応えるべく追加されたものである。本文は価値、価格、貨幣、諸銀行そして『評論』への返答より構成されている。諸銀行には彼が提案した企画も提示されている。後記ではダグラスの言う紙幣の大量発行が銀価格の騰貴原因であるとするのに対し、彼は単に流通紙幣量だけではなく、むしろ貿易収支の赤字による銀不足と、これに起因した銀需要の増大が銀価格の上昇原因とした。⁽⁴²⁾ いわゆる銀価格の騰貴と紙幣の減価の原因を国際貿易条件に求め、紙幣発行を側面より擁護する姿勢を貫く。ヴァンスは又、ダグラスが『論説』で徹底的に非難した、40年の私立土地銀行を弁護する。土地が銀行の最高の担保もしくはファンドとする。⁽⁴³⁾ 応募者は多数であり、彼等は基本的には明らかに不動産所有の人々であったとする。⁽⁴⁴⁾ しかも、生産物で元本と利子の支払いを認めたこの土地銀行は、産業を促進する性向をもつとした。⁽⁴⁵⁾ 他方、彼はダグラスが称賛した40年の私立銀銀行を非難する。利子なしで15年後に銀1オンス20シリングの割合にて償還せんとしたこの証券は、この比率にて支払いに受領されることが期待出来ず、結局のところ、銀の市場

(39) 原文は、*C. C. R.*, vol. 3, pp. 365-474. 解説は、*C. C. R.*, vol. 1, pp. 90-91, vol. 3, pp. 475-79. *Banking*, pp. 180-82. Brown, op. cit., pp. 86-89.

(40) これは後述する本項目〔Ⅲ〕の(1)を見よ。

(41) これは後述する本項目〔Ⅲ〕の(2)を見よ。

(42) *C. C. R.*, vol. 3, pp. 457-58.

(43) *C. C. R.*, vol. 3, p. 470.

(44) *C. C. R.*, vol. 3, p. 472.

(45) *C. C. R.*, vol. 3, p. 473.

レートと等しい価値にて流通するにすぎないとした。⁽⁴⁶⁾

とはいえ、ヴァンスは熱烈なこの私立土地銀行支持者であった訳ではなく、いわば両銀行の対立・抗争の土俵の外側にあつて、土地銀行を弁護したにすぎなかった。したがつて、既述の私立土地銀行支持者による二つのパンフレットとは自ずから趣が異なっている。このことは彼が提案した銀行企画を検討することからも明らかである。彼の提言はこの私立土地銀行企画と同様、土地を基礎に証券の発行を企図するも、幾つかの点で相違がみられる。彼はまずは多数の種類⁽⁴⁷⁾の銀行を提案するも、銀鋌もなく一般的な貿易収支も赤字である当該地方にあつては、銀を導入し、かつ維持しえる状況にはないとした。現実には、銀・金に基づく銀行の設立を不可能とし⁽⁴⁸⁾、またこれに反対した⁽⁴⁹⁾。彼の着想内容は次の通りである。⁽⁵⁰⁾ ① 多くの人々が互いに結合して会社を組織し、証券を発行する。② 会社は確実な担保を提供する応募者に6%の利率で貸し付ける。③ 応募者は応募申込の10%以上を受け取ってはならない。④ 会社への支払いはこの会社発行の証券もしくは市場レートの銀で行う。

この企画が賢明に管理されたならば、これは貿易収支を黒字順調に転換する儉約と勤労とを促進し、ひいては我々を幸福な人民にならしめる、⁽⁵¹⁾と。そして、これが最も有害なる慣行たる Shop Notes or rather Shop-Money、すなわち賃金の現物払いを撲滅する唯一の手段である。⁽⁵²⁾ 銀や証券の不足が Shop Money の利用を支配的にならしめるが、Shop Money は贅沢を増伸し、銀価格を上昇させる。最終的には当該地方の実業家 (the trading interest) ばかりでなく、地主側 (the landed interest) にも厖大な損害を与える。⁽⁵³⁾

ところで、彼は貿易収支の赤字を改善する方策として、適切な証券の発行と

(46) *C. C. R.*, vol. 3, pp. 472-73. 利子付きであり、この点に関し全体に批判の根拠が判明しない。

(47) *C. C. R.*, vol. 3, pp. 410-21.

(48) *C. C. R.*, vol. 3, p. 412.

(49) *C. C. R.*, vol. 3, p. 426.

(50) *C. C. R.*, vol. 3, pp. 421-22.

(51) *C. C. R.*, vol. 3, pp. 422-23.

(52) *C. C. R.*, vol. 3, p. 423.

(53) *C. C. R.*, vol. 3, p. 424.

トレードの規制，ならびに倏約と勤労に求めたが，土地銀行支持のパンフレットのように，産業を大いに奨励して輸入を減少し，輸出を促進するとの積極的な貿易匡正策はみられない。この点，ブラウンはヴァンスもまた土地銀行支持者と同一の見解を有していたかのような論旨を展開しているが，これは必ずしも的確な表現ではなかろう。⁽⁵⁴⁾

私立土地銀行は産業を促進する企画であると，ヴァンス自ら判断するも，彼の提案構想にはそれが具体的に提示されていないところに特徴がある。企画内容自体は当時の二つの銀行企画と比較し，不鮮明である上に，それ自体は平凡であり，大方の関心を引くものではなかった。コルマンがかつて1720年に発表したいわゆる単なる土地担保発券銀行たる土地銀行構想にむしろ類似している。⁽⁵⁵⁾

次に植民地と母国イギリスとの関係に目を向けると，ヴァンスは明確な意見を展開していない。ただ，彼はイギリスの対アメリカ植民地（信用）証券政策が不統一であることに不満を述べている。ロード・アイランドでは証券の発行が規制されていないのと対蹠的に，マサチューセッツでは国王訓令にてこれが制限されている，⁽⁵⁶⁾と。彼の主張の根底にはマサチューセッツは本国との取引において，貿易収支上の赤字のため銀と金を本国へ送金し，大い損失しているとの着想があった。と同時に，彼にあっては，証券の発行によって資本ストックが異常な程増大していることもあわせ論及している。⁽⁵⁷⁾我々自身自給充足を得なければ，通貨をストップするあらゆる試みはむなしいし，この場合における自給充足の遅延は我々の実業家と地主側（in our trading and landed interests）⁽⁵⁸⁾双方に甚大な損失を与えよう，と。とはいえ，彼の言う自給充足とは母国からの経済的ならびに政治的自立を目指したものと到底考えられず，その方策も前述したごとく，私立土地銀行支持者のパンフレットと比較しても，消極的な

(54) Brown, op. cit., p. 86.

(55) この点については，拙稿「コルマンの銀行企画について——アメリカの私立土地銀行計画——」『経済研究』（大阪府立大学），1985，203-204頁。

(56) C. C. R., vol. 3, pp. 424-25.

(57) C. C. R., vol. 3, pp. 386-87.

(58) C. C. R., vol. 3, pp. 425-26.

ものであった。

ところで、適切な規制に基づき、需要に応じて証券を発行し、かつトレードを規制せんとして、上述の企画を提案した彼の基本構想の背後には、農民や生産者の擁護もみられるが、基本的には商人や地主、なかでも二流の商人層の利益が示されているように思われる。このことは商人が銀・金での償還を唱えて銀銀行をもっぱら支持したとする一般的な理解にあって、土地担保に基づく証券の発行企画を一部の商人たちが確実に支持していた可能性を示している。彼等は多分に確固とした経済的・社会的地位を築いていた大商人、さらには彼等と取引関係にあったグループとは明らかに異なり、危険を冒してまでも積極的に自らの地位を向上せんとしていた新興の商人層と思われる。ヴァンス自身もボストンの二流の商人であったことからしても、彼の所属する商人グループの利益を代弁せんとしたものと言えよう。しかし、彼の提案着想は代議院へ一度も提出されることもなく、それ故に審議されないがままに、単なる時論的なパンフレットの発表にとどまった。彼の着想を具体的に支持、支援するグループが意外と少数派であったことを暗示している。さらに推論を重ねれば、彼等の中から彼の構想の延長線上にある私立土地銀行企画に参加したことも十分に考えられる。

彼の企画は平凡であり、大方の支持を得られなかったとしても、彼のパンフレットの論述には既述したごとく、注目すべき見解が呈示されている。ヴァンスの貨幣の理解については、『諸考察』において典型的にみられたように、貨幣の性質や諸機能について十分な理解に到達していなかった。この点、後述するダグラスと比較しかなり見劣りがする。とはいえ、これまたダグラスと異なり、銀価格の騰貴と証券の減価は単に大量の紙幣流通量というよりは、むしろ国際貿易条件の赤字による銀不足と、これに起因する銀需要の増大（証券による銀の買いつけ競争の意——浅羽）⁽⁵⁹⁾に由来したとした。ダグラスが紙幣量は流通している銀の量を超過した時、減価し、銀価格も上昇するとしたのに対し、⁽⁶⁰⁾ヴァンスは紙幣の性能と安定はむしろ貿易収支と密接な関係にあるとした。植民地の銀価格の上昇と紙幣の減価との相関関係については、それだけで一つの

(59) C. C. R., vol. 3, pp. 457-58.

(60) C. C. R., vol. 3, p. 331. を見よ。

大きなテーマであるため、本稿の研究対象に入らないが、植民地時代の歴史に照らして考えれば、その関係は大部分がダグラスの見解にて説明され得よう。が、紙幣の大量発行にもかかわらず、通貨が下落しなかった時期のあったことも事実であった。ヴァンスの言う1706年から14年、さらには7年戦争中にもこうした現象が典型的にみられた。現実にはこの関係は両者の複合により決定され、両者を現象的になかなか区別出来ないことを考えると、ヴァンスの指摘は十分に注目しなければならない。

〔Ⅲ〕 ダグラスのパンフレット

ダグラスはこの問題につき5冊の小冊子を発表した。これらを検討する前にまずは彼の経歴を簡単に紹介することとしよう。⁽⁶¹⁾彼はジョージ (George) の第2子としてスコットランドのハディントン (Haddington) 州ギフォード (Gifford) で誕生した。父親はこの地の配当受領者であり、かつトゥイードデール (Tweeddale) 侯爵家の仲買人だった。彼は高等普通教育を受け、ギリシャ語、ラテン語、ドイツ語、フランス語、英語に熟知していた。さらに、エジンバラ、ライデンとパリで医学を学んだ。彼は自ら医学の卒業生と述べているが、エジンバラもしくはライデンから学士号を取得したかどうかは明らかでない。1716年、25才の時ボストンに渡来し、翌年西インド諸島を廻って18年、再びボストンを訪れた。以後、彼はこの地に定住し、医者の仕事に取り組んだ。開業すると同時に彼はたちまちに名声を博し、21年にはその旨の手紙を書き綴った。23年、彼はウースター郡の荒れ地に土地を購入した。後日、彼はこの地に植民地通貨500ポンドと学校建設に土地を寄贈したため、このタウンは彼の名前をとりダグラスと命名した。36年と41年、彼はハンプシャー郡に3,000エーカーの土地を購入するとともに、ボストン・タウンにおいても不動産と動産を取得した。死亡時における彼の財産はおよそ3,185ポンドと評価されていた。47年、彼は税額査定官に対し課税評価額が余りにも高いと不満を述べている。彼の課税評価額は能力税 (income by faculty) 500ポンドを含む2,615ポンド

(61) *Dictionary of American Biography*, Allen Johnson Charles Scribner's Sons, New York, 1927, rpt., 1957, ダグラスの項目, pp. 407-408. Bullock, *op. cit.*, pp. 265-89. *C. C. R.*, vol. 3, pp. 250-53.

に達していた。前年彼は112ポンドの税を支払っていた。

彼は専門の医学の書物4冊に加え、主著 *A Summary, Historical and Political, of the First planting, progressive Improvements, and Present State of the British Settlements in North America*, vol.1, Boston, 1749: vol.2, Boston, 1751, rpt., Arno Press, New York, 1972. をはじめ多数の著作を残した。⁽⁶²⁾ この主著は、スミス (Adam Smith) の『国富論』第1篇第11章と第2篇第2章において使用されている。スミスはダグラスを「正直で率直なダグラス博士」⁽⁶³⁾ を呼んでいる。ハッチンソンをはじめその後の研究者によると彼は先入観にとらわれすぎ、傲慢かつ強い偏見の持ち主と評価された。⁽⁶⁴⁾ のみならず、この書物はしばしば風聞と伝承に基づき、いくつかの誤りがあると批判された。とはいえ、多くの幅広い問題を取り扱っており、初期アメリカの歴史に関する一つの重要な資料⁽⁶⁵⁾ と言える。なかでも非常に高く評価されているのは、ここで検討する貨幣・通貨・銀行さらには租税問題を対象としたパンフレット5冊である。彼は植民地商業、外国貿易について議論を展開し、銀・金の重要性、グレッシャムの法則をはじめ銀価格の騰貴と紙幣の減価との関係をも明らかにした。貨幣問題で18世紀前半のアメリカで彼ほどの卓越した理論を呈示したのは彼とほぼ同一の見解に立つハッチンソン、さらには全く対立した意見を主張したフランクリン (Benjamin Franklin)⁽⁶⁶⁾ だけであった。

1752年10月、ボストンのイヴニング・ポスト紙は彼の死を悼み、ほぼ次のような内容のコメントを掲載した。さる土曜日の朝、当地にてダグラス博士は突然死亡した。彼は数十年間にわたり、このタウンの第一級の令名ある内科医で

(62) その一覧表は、Bullock, *op. cit.*, pp. 289-90. ただし、彼は一部間違っ、ヴェンスの著作をダグラスのものとしている。

(63) 大河内一男監訳『国富論』I, 中公文庫, 1978年, 265, 510頁。

(64) Thomas Hutchinson, *The History of the Colony of Massachusetts-Bay*, 3 vols., vol. 2, 1768, rpt., Arno Press, 1972, p. 80.

(65) Bullock, *op. cit.*, pp. 275-89.

(66) この時期のフランクリンの貨幣についての考え方は、彼のパンフレット *A modest Enquiry into the Nature and Necessity of a Paper-Currency*, Philadelphia, 1729. に示されている。C. C. R., vol. 2, pp. 334-57.

あった。幾多の分野の著作における彼の素晴らしい知識，とりわけ彼の職業と深くかかわったそれは公衆に大いに役立ち，学問の世界にあって卓越した名声を得た，と。⁽⁶⁷⁾

(1) *An Essay, concerning Silver and Paper Currencies, more especially with Regard to the British Colonies in New-England* (以下、『評論』と略記する。) Boston, 1738.⁽⁶⁸⁾ このパンフレットは23ページから構成されている。14ページが銀貨と紙幣 (Paper Currency) について，9ページがヴァンスの『諸考察』への批判にあてられている。まずは前半部分の14ページの要約は次の通りである。① 銀貨があらゆる諸国との取引における普遍的通貨もしくは手段 (the universal Currency or Medium) であり，しかもこれが唯一の法貨である。⁽⁶⁹⁾ ② 紙幣 (Paper Currency) を法貨とした事例の悪影響を明示する。⁽⁷⁰⁾ ③ 銀貨に基づく紙幣信用 (A Paper Credit) はビジネスにおいて極めて立派な手段である。⁽⁷¹⁾ ④ より堅実なファンデーションに基づく私的信用もしくはノート (Private Credit or Notes on a good solid Foundation) は公的証券 (public Bills) よりもはるかに優れている。前者は誓いを守るのに対し，後者は悪い政権のもとでは国家の信義を破る。⁽⁷²⁾ 33年の商人証券 (私立銀銀行によって発行された証券の意——浅羽) は (植民地政府発行の——浅羽) 証券よりも価値が高い。⁽⁷³⁾ ⑤ (ハッチンソン父子の——浅羽) 企画 (公立銀銀行の意——浅羽) の失敗を予想し，かつこれを批判する。⁽⁷⁴⁾ ⑥ 紙幣 (Paper Money) の大量発行は減価を惹起し，寛大な外国の投機者もしくは商人を，そして結果的にはトレードを損なう。⁽⁷⁵⁾ ⑦ 貸付に基づく公的紙幣信用

(67) Bullock, *op. cit.*, p. 284.

(68) 原文は，*C. C. R.*, vol. 3, pp. 217-50. 解説は，*C. C. R.*, vol. 1, p. 83, vol. 3, pp. 50-54. *Banking*, pp. 174-75. *Pamphleteers*, p. 5. Brown, *op. cit.*, pp. 84-89.

(69) *C. C. R.*, vol. 3, p. 219.

(70) *C. C. R.*, vol. 3, pp. 223-24.

(71) *C. C. R.*, vol. 3, pp. 224-25.

(72) *C. C. R.*, vol. 3, p. 229.

(73) *C. C. R.*, vol. 3, p. 230.

(74) *C. C. R.*, vol. 3, pp. 230-31.

(75) *C. C. R.*, vol. 3, pp. 232-33.

(public Paper Credit on Loan, 公立土地銀行券の意——浅羽)は浪費を生み、輸入を増大し、貿易収支を赤字にする。豊かになる唯一の手段たる勤労と儉約とが軽視される。⁽⁷⁶⁾⑧ 幾つかの種類⁽⁷⁶⁾の通貨が同時に流通する諸国では最も劣悪な通貨が共通通貨 (Common Currency) となる。⁽⁷⁷⁾⑨ (流通) 手段不足を恐れる理由はない。もし公的紙幣信用が徐々に一掃されれば、これに代わりトレードは本来のしかるべき手段、すなわち銀・金を見つけよう。⁽⁷⁸⁾

次にヴァンスの『諸考察』への反論はおよそ次の3点であろう。① 紙幣は貿易収支の請求に応じ得ない。それは輸出されないし、あるいは海外で取引の処理に通用されないからである。⁽⁷⁹⁾② 植民地証券 (Province Bills, 公的信用証券の意——浅羽) の発行は結局のところ減価することとなる。⁽⁸⁰⁾③ 銀は銀の過多によって大きく減価するとのヴァンスの見解に対し、銀は世界中を通じ大きな一般的な需要があるので、銀の継続的な追加は大海へ水を注ぎ込むようなもので、決して目立つ程の価格変化を伴わない。⁽⁸¹⁾

彼の基本命題は政府による大量の公的信用証券の発行に反対し、銀の利用に復帰すべきとした。と同時に、紙幣が植民地内経済において通貨として役立つことも認めた。この点、ヴァンスの見解と一致していた。ただし、ヴァンスと異なり、紙幣の発行はあくまでも銀貨に基づくものであり、しかも政府によってではなく、信頼出来る人々によるべきであるとした。ところで、彼の言う銀貨に基づく紙幣とは、イングランド銀行に典型的にみられたような銀・金貨 (鑄貨) 出資の貨幣銀行で発行された兌換銀行券たる紙幣を意味していなかった。これとは全く無縁のものであった。むしろ土地銀行券の発行経路と同じく土地を担保に発行された紙幣を、借用者たる応募者自らが返済する銀・金によってある一定期間経過後に償還することをさして、銀貨に基づく紙幣と呼んでいる。いわば、土地銀行の一種たる銀銀行にて発行された証券が彼の言う銀貨

(76) C. C. R., vol. 3, pp. 233-34.

(77) C. C. R., vol. 3, p. 235.

(78) C. C. R., vol. 3, pp. 235-36.

(79) C. C. R., vol. 3, p. 238.

(80) C. C. R., vol. 3, pp. 239-40.

(81) C. C. R., vol. 3, p. 246.

に基づく紙幣であった。したがって、彼は銀・金による償還を行わない単なる土地に基づく紙幣、すなわち土地銀行券の発行に断固として反対するとともに、あわせて政府による公的信用証券の発行にも異議を唱えた。彼にあっては、減価する一方の公的信用証券を発行してきた政府への不信感が強く、ハッチンソン父子による公立銀銀行さえも批判の対象となった。

(2) *A Discourse concerning the Currencies of the British Plantations in America. especially with Regard to their Paper Money: more particularly, in Relation to the Province of the Massachusetts-Bay*

(以下、『論説』と略記する。) Boston, 1740.⁽⁸²⁾『論説』は47ページの分量をもつ。大部分はすでに『評論』で公にした論点に補強を加えたものと言えよう。ただ、この『論説』を発表した時期は、莫大な量の紙幣 (Paper Currencies) を発行するための幾つかの企画が具体的に進行していたので、その中核たる私立土地銀行と私立銀銀行とを比較、検討し、前者を批判するも、後者を擁護しているところに特徴がある。紙幣の発行とそれの減価によって、損失を蒙った人々が多数におよび、なかでも債権者の被害が甚大であったと論及している点は、『評論』では見られない⁽⁸³⁾。また、公的信用証券の莫大な発行は、それだけ通貨の購買力が低下するので、取引手段の追加とはならないとした⁽⁸⁴⁾。さらに、33年の商人ノート (私立銀銀行によって発行された証券の意——浅羽) は、共通通貨 (common Currency, 公的信用証券の意——浅羽) よりも33%も値上がりして売られていたが、現実にはこの証券は (退蔵され——浅羽)⁽⁸⁵⁾、通貨にならなかったとする⁽⁸⁶⁾。この証券の発行は銀価格を上昇するに至った、と⁽⁸⁷⁾。

続いて、土地銀行全般を非難した上で、40年に企図しつつあった私立土地銀

(82) 原文は, C. C. R., vol. 3, pp. 307-56. 解説は, C. C. R., vol. 1, p. 85, vol. 3, pp. 356-63. *Banking*, pp. 176-77.

(83) C. C. R., vol. 3, pp. 328-331.

(84) C. C. R., vol. 3, pp. 333-35.

(85) C. C. R., vol. 3, p. 348.

(86) C. C. R., vol. 3, p. 353.

(87) C. C. R., vol. 3, p. 353.

行を、A Credit or Bank of Produce, and Manufacture⁽⁸⁸⁾ と呼び、土地と生産物に基づく夢のような計画とする。⁽⁸⁹⁾ 他方、自分は企画者でもプロモーターでもない⁽⁹⁰⁾と断わった上で、私立銀銀行を、15年後に1オンス20シリングの銀で支払う会社ノートもしくは証券(Company Notes or Bills)を発行する企画と命名する。これが当該植民地に大いに役立つとする。⁽⁹¹⁾ 企画者たちはこの地域の誠実さで著名なかつ一番の財産所有者であり、そして最大の実業家である(The Undertakers are men of known probity, of the best Estates and of the largest Trade in this place.), と。さらに、イギリスの議会が現在、植民地の紙幣信用につき検討しているので、紙幣諸企画の実行を中止するのが多分に得策である。応募者(企画者)もしくはこれらの証券の所持者は、この企画の禁止により相当な損失を蒙るであろう。⁽⁹²⁾

ところで、33年の私立銀銀行ならびにその証券に対し、冷静なる判断を下したダグラスが、一部を除きほぼ同一内容のこの企画や証券に対し、楽観的な運営や見通しをたてている。それを裏付ける根拠として、① 毎年証券の価値を高め、15年後には1オンス銀20シリングとしたこと(このことは事実上利子付きを意味した)。② (1738年5月1日以降に発行された)隣接植民地の銀に基づかないいずれの証券の、マサチューセッツでの受領を拒否する法律を制定した⁽⁹³⁾こと、等を指摘している。確かにこの二点は33年の私立銀銀行企画時にあ⁽⁹⁴⁾てはみられなかった事実である。が、この法律は1738年5月1日以前に発行された隣接植民地の不安定通貨については対象としておらず、33年の企画と同一の結果が招来する可能性を全く否定し得ない。すなわち、商人が在庫品を販売

(88) C. C. R., vol. 3, p. 351.

(89) C. C. R., vol. 3, p. 352.

(90) C. C. R., vol. 3, p. 353.

(91) C. C. R., vol. 3, p. 353.

(92) C. C. R., vol. 3, pp. 353-54.

(93) この法律は1739年1月10日に制定される。 *Journals of the House of Representatives of Massachusetts*, The Massachusetts Historical Society, The Riverside Press, Cambridge, 1919, vol. 16, p. 207. Metz, op. cit., p. 480.

(94) 33年の場合には、法律により隣接植民地の不安定通貨の流通・受領を拒絶するには至らなかった。 Metz, op. cit., pp. 449-50.

すべくこれらの通貨を受領する一方、銀とリンクしたこの証券が退蔵される可能性を有していた。私立土地銀行者のパンフレット『レター』では、この法律にもかかわらず、マサチューセッツの商人がロード・アイランド発行の証券を受領している旨記載している。⁽⁹⁵⁾ これの真偽の程はさておき、ダグラスの指摘にもかかわらず、33年の銀行企画と同様なる現象の生起する可能性は全く否定し得ないであろう。

(3) *Postscript, to a Discourse concerning the Currencies of the British Plantations in America* (以下、『後記』と略記する。) Boston, 1740.⁽⁹⁶⁾ このパンフレットはヴェンスの『研究』の出版直後の40年6月頃に発行された。これは明らかに『研究』への反論を目的として書かれたが、その大部分はすでに論及されたものであった。ここではさらに次のごとき論述を展開している。減価する紙幣 (Paper Currency) の増大に賛成する陣営として、① 怠惰で贅沢な人、② 不正まがりの債務者、③ 資産家で勤労な者でありながら、本来不誠実かつ墮落した精神の持主、④ 薄弱無知な者、⁽⁹⁷⁾ を挙げる。これに対し減価する紙幣 (Paper Money currency) に反対する陣営として、① 勤労かつ儉約な人、我々の有力な外国の実業家 (our considerable foreign Traders) と富裕な人々、② 正直な債権者、③ 公明正大な商人 (the fair Dealer),⁽⁹⁸⁾ ④ 思慮深い人間、を列挙する。

彼によれば、人々は現金なしには都合よく取引が出来ないので、証券が稀少となるにしたがって、商人はその商品たる銀のある部分を現金にかえることを余儀なくされる。⁽⁹⁹⁾ また、政府費用に必要とする以上の証券の発行を行わなければ、我々の証券は価値を高め、(1704年の女王——浅羽) 宣言で定められた価値もしくはイギリスのスターリングの価値 (Proclamation or Sterling Value)⁽¹⁰⁰⁾ に近づくこととなろう。証券が稀少となるにつれて、我々の贅沢な生活方法、

(95) *C. C. R.*, vol. 4, p. 31.

(96) 原文は、*C. C. R.*, vol. 4, pp. 45-63. 解説は、*C. C. R.*, vol. 1, pp. 93-94, vol. 4, pp. 64-65. *Banking*, p. 177. *Pamphleteers*, pp. 6-7.

(97) *C. C. R.*, vol. 4, pp. 59-61.

(98) *C. C. R.*, vol. 4, pp. 60-61.

(99) *C. C. R.*, vol. 4, p. 62.

(100) *C. C. R.*, vol. 4, p. 62. イギリス本国が植民地に対し、1704年の女王宣言によっ

すなわち我々の輸入は減少しよう。⁽¹⁰¹⁾ 今世紀の初頭と比較すれば、この地方の人々は国内産の衣服を着用しており、そして紡毛がより一層行われている。⁽¹⁰²⁾ 通貨不足が Shop Notes を余儀なくさせるかもしれないが、それはほんのしばらくの間であり、取引が都合よく行われるためには、現金としての銀が滞留することとなる。⁽¹⁰³⁾

ところで、ダグラスは植民地産衣服が着用され、紡毛作業が進んでいる旨説明しているが、彼にあっては産業奨励→産業多角化→自給自足との積極的な産業奨励政策は提示していない。彼の主張の根底には、植民地商人をはじめ外国商人ひいては債権者擁護の姿勢のみが優先し、生産者や農民サイドからの弁護は全く見られない。

(4) *A Letter to — — Merchant in London, concerning a late Combination in the Province of the Massachusetts-Bay in New-England, to impose or force a Private-Currency called Land-Bank-Money*

(以下、『Letter』と略記する。) Boston,⁽¹⁰⁴⁾ 1741. このパンフレットには1741年2月21日の日付がついている。彼は冒頭で、総督と参議会による土地銀行反対の意向をイギリスの商務院が支持し、これを阻止するために何らかの方策を考慮していると述べている。⁽¹⁰⁵⁾ こうした植民地とイギリス本国との対応を踏まえて、彼は私立銀銀行を支持する一方、私立土地銀行を徹底的に反駁、攻撃した。まずは私立銀銀行につき次のように言及する。⁽¹⁰⁶⁾ 私立銀銀行は土地銀行を窒息させるために企画されたが、ここで発行された証券は所持者にとって有利である。それは要求に基づき法的な通貨で支払われるし、現金と等価である。し

て特別に認めた割高なレート。本来、1スペイン・ドルは4シリング6ペンスなのに対し、6シリングとした。拙稿「1708年の鑄貨規制法について(I)——イギリス重商主義との関連において——」『九州共立大学紀要』(九州共立大学) 1980。

(101) *C. C. R.*, vol. 4, p. 62.

(102) *C. C. R.*, vol. 4, p. 62.

(103) *C. C. R.*, vol. 4, p. 62.

(104) 原文は、*C. C. R.*, vol. 4, pp. 67-80. 解説は、*C. C. R.*, vol. 1, pp. 92-93, vol. 4, pp. 81-82. *Banking*, p. 183.

(105) *C. C. R.*, vol. 4, pp. 68-69.

(106) この点については、*C. C. R.*, vol. 4, p. 70.

かも1年につき3%の利得 (a growing Profit) を生む。これは植民地証券 (Province Bills, 公的信用証券の意——浅羽) よりも優れており、そしてロンドンの公債や社債と同じように確実である。(証券の) 署名者は我々の顕名かつ富裕な実業家 (traders) であり、(支払を) 要求された時には証券のすべてを回収し、そして支払うことを可能とする。⁽¹⁰⁷⁾

これに対し、私立土地銀行を非常に多数の貧乏な、怠惰なそして法外な人々の徒党と命名した。大量の額の証券の発行はあらゆる紙幣 (paper Currencies) を減価し、結果として植民地の私的財産に甚大な損害を与えるのみならず、ニュー・イングランドと取引しているグレート・ブリテンの商人たちにも莫大な損失を与える。⁽¹⁰⁸⁾ さらに、彼はこの土地銀行を詳細にわたり批判するが、その主要部分はおよそ次のようである。⁽¹⁰⁹⁾ ① このにせ銀行 (Sham-Bank) は金庫にストック (Stock) をもっていない。② 利子付きでないこの証券は20年を経過しなければ償還請求出来ない。しかも、この償還は現金ではなく、財貨 (goods) によって支払われるに過ぎない。③ 財貨たる生産物もしくは製造品は、減価する証券よりもより多くの価値を有している。したがって、貸付利息と元本の支払いにはこの証券でなされ、結果的には金庫にはこれらの財貨さえも見つけれない。④ こうした企画にならば、いずれ他の多数の自暴自棄の人々が同じような貨幣製造業務 (the same Money-Making Trade) に従事しかねない。⁽¹¹⁰⁾ ⑤ 他の諸国では富裕な人、善良な人、信用のある人が銀行家となるのに対し、ここでは貧乏な人、債務者、詐欺者が銀行家となるべく立ち上がった。

こうして、植民地通貨として、銀に基づく証券を是認するも、彼にあっては基本はやはり銀であった。我々が世界の交易地域から完全に分離した一国を想定するならば、通貨としていずれのものも認められるかもしれない。が、世界を相手に交易を行うとすれば、他の取引国家で受領される交換手段たる銀を採用しなければならず、銀が普遍的な媒介物になることは避けられない。⁽¹¹¹⁾

(107) ダグラスの指摘にもかかわらず、これは要求払いではない。

(108) C. C. R., vol. 4, pp. 71-72.

(109) C. C. R., vol. 4, pp. 75-76.

(110) これは後日、事実となる。

(111) C. C. R., vol. 4, p. 77.

さらに、イギリス本国と植民地との関係につき、彼はアメリカが植民地の状態にとどまることを理想とし、土地銀行はむしろ植民地独立への道を開くものとして危惧の念を抱く。彼によると、銀行の名の下で、この不正な徒党 (the Wickedness of Combination) が隣接植民地ロード・アイランドへも広がったならば、植民地のグレート・ブリテンへの服従がまもなく終ることとなる⁽¹¹²⁾う、と。

以上の検討から推測するに、彼はこの銀行論争の背後に地方の農民と都市の商人たちとの間の利害対立を描いていると言えよう。グレート・ブリテンでは地主側 (the landed interest) は一般に価値ある地代帳一覧表 (valuable Rent-Rolls) をもつ、非常に豊かな郷土から構成されている。それに対し、我々のフリーホルダーは概して労働に従事している人々であり、ボストンにおける多くの人々よりも所得が低く、うまくやっていない。勿論、地代帳一覧表もっていない。マサチューセッツは本来生産よりもトレードに (by Nature for Trade, not for Produce) 向うべきであり、我々のトレードや航海 (Navigation) は他のどの地域よりも勝っている。我々は自らの食料を生産するよりも南部地域よりこれを輸 (移) 入し、トレードや航海活動に専念すべき⁽¹¹³⁾である。明記するには至っていないが、暗黙のうちに農民を債務者、商人を債権者とし、勤労と儉約とによって財産を所有した債権者が、減価する貨幣 (Money) により報われることがないとする⁽¹¹⁴⁾。彼の見解の根底には、農民、生産者の利害というよりは商人を中心とする債権者擁護の姿勢が歴然としてい⁽¹¹⁵⁾る。したがって、産業多角化による自給自足の方向を目指すというよりはイギリスの従属部分たる植民地として、あくまでも商業と貿易とによる繁栄を目指していると考えられる。

(5) *A second Letter to — — Merchant in London, concerning a late Combination in the Massachusetts-Bay in New-England, to impose or force a private Currency, called Land=Bank=Money* (以下、『second

(112) C. C. R., vol. 4, p. 78.

(113) C. C. R., vol. 4, p. 74.

(114) C. C. R., vol. 4, p. 74.

(115) C. C. R., vol. 4, pp. 74, 77-78.

Letter』と略記する。) Boston, 1741.⁽¹¹⁶⁾

この小冊子は土地銀行支持のパンフレット『書状』に応酬して再度土地銀行を非難するために書かれたものである。41年3月31日の日付が記されている。その大部分は何度も論じられたものである。ただ、この『second Letter』はすでに現実に組織され、発行された証券の弊害、ひいてはこれより発生する社会不安について訴えている。① この闘いは一般的に言えば、マサチューセッツの債権者と債務者との闘争⁽¹¹⁷⁾である。② 応募者 (a Partner) であるマンチェスター (Manchester) のアレン (Samuel Allen) は、支払いに彼等自身の証券の受領を拒否している。⁽¹¹⁸⁾のみならず、理事もこの証券の受領を拒否している。⁽¹¹⁹⁾③ ノヴァ・スコシアの小麦、そして理事たちのログウッド (染料木の一種) が、理事たちによってこの証券の大幅な割引にて購入しかつ販売された。⁽¹²⁰⁾④ ニュー・ハンプシャーの紙幣 (Paper Money, 商人証券の意——浅羽) は初期の頃に自然消滅した。その紙幣の署名者ならびに企画者たちは支払いにその受領を拒絶した。これと同じく、土地銀行理事や参加者たちも我々の新聞紙上に掲載されたように、その受取りを拒んでいる。⁽¹²¹⁾⑤ 企画者たちは人々に暴動、一揆を鼓舞し、商人に一撃を加えるよう呼びかけている。⁽¹²²⁾

この時期おそらく、植民地において最も優れた貨幣理論を身につけていたダグラスは、土地銀行憎さのあまり、この時点に至ると感情を押え切れないうちに辛辣な言葉を投げかけている。ここに盛られた主張には、私立土地銀行と私立銀銀行の闘争はマサチューセッツの債権者と債務者との斗いとみている点に特徴がある。商人債権者、農民債務者の図式の提唱を明記していないとはいえ、それを確実に読みとることが出来る。ボストン第一級の医者として、かなりの所得を得、上流階級と密接に繋がっていた彼は、債権者たる商人支持のキ

(116) 原文は, *C. C. R.*, vol. 4, pp. 113-30. 解説は, *C. C. R.*, vol. 1, pp. 93-94, vol. 4, pp. 130-32. *Banking*, pp. 184-85.

(117) *C. C. R.*, vol. 4, p. 115.

(118) *C. C. R.*, vol. 4, pp. 119-20, 123.

(119) *C. C. R.*, vol. 4, pp. 120, 123.

(120) *C. C. R.*, vol. 4, p. 122.

(121) *C. C. R.*, vol. 4, p. 123.

(122) *C. C. R.*, vol. 4, p. 125.

キャンペーンを張り、減価する通貨を攻撃し、彼の言う銀貨もしくは銀貨に基づく私的な証券の発行を要求した。

ところで、同じく硬貨主義者として、40年の土地銀行を徹底的に批判したハッチンソン⁽¹²³⁾は、その打開策をめぐり、ダグラスとは違った対応を示した。ハッチンソンは、私立銀銀行を是認し、称賛したダグラスとは対蹠的に、政府運営による公立銀銀行の設立さらには政府主導による通貨改革を図り、銀に基づく硬貨本位制度の確立を目指した。イギリス本国＝植民地体制下における植民地の繁栄を夢みた両者にあって、こうした相違が何故生じたかは定かでない。ただ、ハッチンソンの方がより強硬な硬貨主義者であり⁽¹²⁴⁾、しかも商人兼政治家として現実に商売と政治に深く関与していた。国家の信用といかないまでも政府信用の回復により、はじめて統一的な貨幣・通貨制度の樹立を実現出来るとみたハッチンソンに対し、ダグラスは減価する信用証券を継続して発行してきた政府に、いわば絶望していた。政府発行の信用証券はもとよりハッチンソンの政府運営の公立銀銀行に対しても、一貫して反対の立場をとった理由は、意外と政府に対する信頼もしくは信頼回復への可能性が少ないとみた辺りにあった。

3. むすび

以上、土地銀行支持者やヴァンスとダグラスの時論的なパンフレット合計9冊を、一定の目的をもって順次検討してきた。なかでも、それぞれの著者による貨幣・通貨・銀行をめぐるマサチューセッツの現状認識、その打開策、両私立銀行へのスタンス、両私立銀行企画者・応募者の性格、イギリスと植民地との関係さらには著者の属する社会層の差や利害状況について、大摺みな概観を行った。さしあたり、以上の分析から次の諸点を知った。

(1) 私立土地銀行支持者とヴァンスの間には、彼等の所属する社会層の相違により、微妙なニュアンスの差違がみられるものの、土地担保に基づく証券の発行を強力に弁護した点で、ほぼ共通の立場にあった。前者は農民、生産者の

(123) Hutchinson, *op. cit.*, vol. 2, pp. 394-96.

(124) 拙稿「ハッチンソンの銀行企画」を参照。

利害が優先され、貨幣不足緩和策として、土地銀行券による産業の奨励・多角化→輸出増大→輸入減少→貿易収支の改善を目指し、積極的な貿易匡正策を主張した。発行した土地銀行券を20年後にある一定の生産物で償還せんとしたことがこのことを示している。後者は二流の商人たちの立場に最も近く、適切な額の土地銀行券の発行とトレードの規制を図る一方、儉約と勤労とにより貨幣不足を打開せんとした。

(2) これに対し、ダグラスは大量の政府発行の信用証券が通貨を減価し、銀を流出させるとの基本認識から、単なる土地担保に基づくだけの証券の発行には一切反対した。彼にあっては銀貨を基調とするも、ある一定期間経過後に銀・金で償還する限りにおける銀貨に基づく私的な証券の発行を擁護し、勤労と儉約とが植民地を豊かにするとした。彼は明らかに大商人グループ層を中心とする債権者の立場を代表した。

(3) こうしたそれぞれの利害・立場から各銀行へのスタンスも当然のごとく異なっていた。ヴァンスは私立銀銀行を徹底的に非難するも、私立土地銀行支持者の著者とも一線を画し、この私立土地銀行を理念としては認めるも、必ずしも積極的に弁護するには至らなかった。その支持はあくまでも消極的なものであった。

(4) これと密接に関連して、著者たちによるそれぞれの銀行企画者・応募者に対する性格や身分の把握に関しても異なっていた。

(5) ダグラスは当然のことながら、イギリス本国＝植民地との関係を是認し、この体制下における植民地の繁栄を目指した。他方、ダグラスと対極の関係にたつ私立土地銀行支持者の所論は、産業多角化による自給自足体制の方向を図ったものとはいえ、これはただちにイギリス本国からの経済的自立・独立を企図したものではなかった。彼等の意図は、むしろボストンを中心とする商人サイドの貨幣・通貨政策ひいては商人そのものへの反発・不満がパンフレットを発行させた。

(6) 以上のような対抗関係にあった私立土地銀行支持者、ヴァンス、ダグラスとの間に以下の点で共通の立場にあった。すなわち、彼等は証券発行の基礎を土地とするも償還を何で行うかをめぐり対極関係にあったが、銀・金が重要であり、貨幣として優れていることを認めた点では、また銀・金貨幣不足状況

下、何らかの形で証券の発行を認めざるを得なかった点ではほぼ一致していた。

それでは次にこうしたパンフレット戦争を生みだした時代背景と、これに関連する社会・経済史の史実を具体的に解明しなければならないが、稿を改めて順次検討することとしたい。